

令和4年長浜市議会定例会

令和4年12月定例会議会

報告・資料

2 指定専決処分した事項について（報告）

指定専決処分した事項について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をした。

| 番号 | 専決 処分日 | 事件内容 | 相手方 | 損害賠償額 | 担当課 |
|----------------|--------------------|--|-----------------|-----------|-------|
| 指定専決 第 16 号 | 令和 4 年 8 月 18 日 | 令和 3 年 12 月 27 日長 浜市田町地先（県道丁 野虎姫長浜線の歩道） で発生した、除雪車に よる県道転落防止柵破 損事故 | 滋賀県知事 三日月 大造 | 165,000 円 | 道路河川課 |

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

訴訟上の和解について

長浜市市営住宅の滞納家賃等の支払請求訴訟事件に係る和解を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和4年9月29日

長浜市長 浅見 宣義

1 事件名

大阪高等裁判所令和4年(ネ)第746号事件

2 相手方（控訴人承継人）

3 和解内容の要旨

- (1) 相手方は長浜市に対し、長浜市市営住宅桜町第3団地第33号にかかる滞納家賃及び使用損害金として、670,075円の支払義務のあることを認める。
- (2) 相手方は長浜市に対し、前項の金員を、下記のとおり分割して支払う。

記

令和4年10月から令和6年9月まで、各月末日限り、各回28,000円（最終回に限り26,075円）を、長浜市が発行する納付書により支払う。

- (3) 相手方が前項の金員の支払を怠り、遅延の額が56,000円に及んだときは、相手方は当然に期限の利益を失い、長浜市に対し、上記(1)の金員のうち既払金を除いた額を直ちに支払う。
- (4) 長浜市は、その余の請求を放棄する。
- (5) 訴訟費用は、第一、二審とも各自の負担とする。

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

(都市建設部住宅課)

控訴の提起について

次のとおり控訴を提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和4年10月11日

長浜市長 浅見 宣義

1 当事者

控訴人（第1審被告（反訴原告））長浜市
被控訴人（第1審原告（反訴被告））

2 控訴の要旨

大津地方裁判所長浜支部令和2年（ワ）第24号所有権移転登記請求事件及び令和2年（ワ）第65号土地明渡等請求反訴事件の第1審判決は、長浜市細江町字大上根558番1の土地（以下「本件土地」という。）に係る相手方の時効取得を認めず、損害賠償責任を認めたが、相手方に本件土地上にある建物を収去させ、当該建物により不法に占有している本件土地の明け渡しをさせることは認めなかった。

本市は、本件土地が不法に占拠されていると一貫して主張しており、明渡請求が認められなかった上記判決には承服しがたいことから、本件土地の明渡を求めて控訴するものである。

3 事件の概要

- (1) 相手方は、令和2年3月26日に本件土地の時効取得を原因とする所有権移転登記手続をすること求めて訴えを提訴した。
- (2) 本市は、令和2年9月15日に本件土地上にある建物を収去して本件土地を明け渡すこと及び不法占有による損害賠償金を支払うことを求めて反訴を提起した。
- (3) 裁判所は、令和4年9月29日に、本件土地上にある建物を収去して本件土地を明け渡すまで1年当たり10,330円の割合による金員を支払えと判決し、相手方及び本市のその余の請求を棄却した。

4 訴訟遂行の方針

判決の結果必要がある場合は、上告するものとする。

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

（都市建設部建設監理課）

訴えの提起について

農業集落排水処理施設使用料等の支払を求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和4年10月26日

長浜市長 浅見 宣義

1 相手方の住所及び氏名

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、長浜市に対し農業集落排水処理施設使用料69,280円、督促手数料1,900円及び令和4年9月30日までの延滞金28,200円を支払え。
- (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。

3 事件の概要

上記の者は、農業集落排水処理施設を利用し、農業集落排水処理施設使用料、督促手数料及び延滞金が発生しているにも関わらず、市へ支払をしないことから、農業集落排水処理施設使用料、督促手数料及び令和4年9月30日までの延滞金を請求するものである。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

(市民生活部滞納整理課)